

令和3年6月定例会 総務県民生活委員会の概要

日 時 令和3年 6月28日(月) 開会 午前10時 1分
閉会 午後12時15分

場所 第3委員会室

出席委員 横川雅也委員長

関根信明副委員長

日下部伸三委員、梅澤佳一委員、宇田川幸夫委員、立石泰広委員、
並木正年委員、醍醐清委員、高木真理委員、蒲生徳明委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

小野寺亘総務部長、廣川達郎税務局長、堀光美知子人財政策局長、
田中勉契約局長、若林裕樹参事兼税務課長、片桐徹也人事課長、
谷戸典子職員健康支援課長、須田茂利文書課長、松澤純一学事課長、
岩崎正史個人県民税対策課長、鶴見恒管財課長、吉田雄一統計課長、
森田克枝総務事務センター所長、丸山正太郎行政監察幹、小川裕嗣入札課長、
吉村正則入札審査課長兼技術評価幹、渡邊和貴県営競技事務所長

岡精一秘書課長

松井直行営繕課長

無川禎久特別支援教育課副課長

阿部隆人事委員会事務局長、

田口修人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、山岸盛三任用審査課長

[県民生活部関係]

真砂和敏県民生活部長、大浜厚夫スポーツ局長、市川善一県民生活部副部長、
岩崎寿美子県民共生局長、田沢純一参事兼オリンピック・パラリンピック課長、
小田恵美県民広聴課長、浅見健二郎広報課長、田辺勝広共助社会づくり課長、
渡邊淳一人権推進課長、加来卓三文化振興課長、久保佳代子国際課長、
廣川佳之青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、小川美季男女共同参画課長、
若松孝治消費生活課長、菅原誠防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第89号	埼玉県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第90号	埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第99号	工事請負契約の締結について（21県東部地域特別支援学校（仮称）新築工事）	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第1号	東京オリンピック・パラリンピックの「中止」「延期」を求める意見書の提出を求める請願	不採択
議請第3号	選択的夫婦別姓制度についての意見書を国に提出することを要望する請願	採 択

報告事項（県民生活部関係）

- 1 指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について
- 2 屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について
- 3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

宇田川委員

- 1 「特定卸供給事業」については、本県における参入の見込みはどの程度あるのか。
- 2 「特定卸供給事業」について、「発電事業等」と同様の課税方式する理由について、詳細な説明を伺う。
- 3 知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に対し、どのように特別支援学校の整備を考えていくのか。

参事兼税務課長

- 1 この事業に関しては、令和4年度からの導入に向け、事業の内容や経済産業大臣への届出の要件などについて年内を目途に定めるように、現在、国の審議会において詳細な制度設計を行っている状況である。そのため、国に参入見込みを確認したところ、現時点では、本県を含め全国的に参入見込みを立てるのは難しいとのことであった。なお、令和2年度に国が行った実証事業では全国で主に電力会社など13社が参加している状況とのことであった。国で見込みが立たないとのことであり、本県での算入見込みは今現在不明である。
- 2 現在、電気供給業の課税方式は、「発電事業」「送配電事業」「小売事業」の3種類で異なる方式を取っている。今回創設される「特定卸供給事業」は、再生可能エネルギーなどの比較的小規模で地域内に分散しているエネルギーを取りまとめて供給することで、あたかも一つの発電所のように機能させる事業ということで、発電事業等と類似しているため、同様の課税方式とするものとのことである。

特別支援教育課副課長

- 3 本工事的対象となる県立知的障害特別支援学校全体の児童生徒数は、平成22年度から令和2年度までのおよそ10年間で2,000人程度、率にして約1.5倍増加しており、今後も増加する見込みとなっている。県ではこうした知的障害特別支援学校における児童生徒数の増加に対応するため、過密な特別支援学校の環境整備に取り組んでいる。具体的には、令和3年度に県立戸田かけはし高等特別支援学校、県立越谷西特別支援学校松伏分校の2校を開校したところである。そして、今回、令和5年度の開校を目指し、県東部地域特別支援学校（仮称）の整備を進めている。これ以降の整備については、児童生徒数の将来推計や過密な状況などを踏まえ、引き続き必要な施設整備に取り組んでいく。

宇田川委員

- 1 年内にとのことだったが、めどはいつごろなのか。
- 2 全国で実証事業に参加した事業者が13社とのことだが、内容は埼玉県にあてはまるものなのか。具体的にどのような事業者が参加したのか。
- 3 児童生徒数がおおよそ10年間で2,000人程度、率にして約1.5倍増加しているとのことだが、全体的にあとどれくらいで過密解消ができるのか。

参事兼税務課長

- 1 国で経済産業省令を定めることについて、年内をめどにと聞いている。審査会の審議状況を注視していく。
- 2 例えば関西電力や、東京電力ホールディングスなどの電力会社や、日本電気株式会社や株式会社ローソンなどが実証事業に参加している。今後、特定卸供給事業に参入する事業者について、法人事業税が課税される。本県に事務所等があれば、本店がなくとも、分割基準に基づき課税されるものである。

特別支援教育課副課長

- 3 今回の県東部地域特別支援学校(仮称)の設置により、通学区域となる予定の春日部特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校については、新校の設置規模200名程度の過密の状況が緩和される見込みである。ただ、県全体の過密の状況が全て解消されるかは、まだまだ検討が必要と考えている。これ以降の整備については、繰り返しとなるが、児童生徒数の将来推計や過密な状況などを踏まえ、引き続き必要な施設整備に取り組んでいく。

並木委員

- 1 共同事業体、いわゆるJVの両業者について、これまで県内でどのような実績があったのか。
- 2 総合評価で業者を選定するに当たり、技術力について、この工事とは性質が違ってもいいが、国土交通省では女性の登用や若手の技術力を上げるということで評価、加点をしている。県ではそのような加点があるのか。

営繕課長

- 1 小川・吉田工務店特定JVは両者ともA級の業者となっている。代表構成員の小川工業株式会社の実績は、多数受注しており、営繕業務でいうと令和3年に終わった19いずみ高校実験実習4号棟新築その他工事や、令和2年度の18秩父農工科学高校実習棟新築工事などの実績を有している。
- 2 総合評価における加点については、埼玉県の多様な働き方実践企業の認定であるなど、全てではないが配慮に努めているところである。

並木委員

県に対して一所懸命取り組んでいるところを選んでいただきたいと考えている。今コロナ基金やみどりの基金があるが、企業によっては県の政策に対して積極的なところとそうではないところがあると思う。この業者は基金等について取り組んでいるのか。

営繕課長

基金の状況については、把握していない。

前原委員

- 1 第89号議案についての答弁で、なかなか見えていない状況であることが分かった。そもそも制度を変更するときは、調査などがあり提案されるものと思うが、これからのように進めていくのか。
- 2 屋上にプールを造る計画とした考え方と、エレベーターなどのバリアフリーの状況、

また、教育関係者の意見をきちんと聞いているかについて伺う。

参事兼税務課長

- 1 電気事業法の改正の背景として、近年、台風などの自然災害により電力システムが被災しており、電力インフラを強靱化することが重要となっていることから、このような事業が必要だということで改正されたものと聞いている。ただ、法改正は終わっているものの、事業の詳細や届出要件などは、国に確認したところ、まだ決まっていないとのことである。引き続き注視していきたい。

営繕課長

- 2 屋上にプールを設置する考え方については、今回計画するに当たりどうしても敷地に制約があるということで、プールは屋上に計画したものである。バリアフリーについては、基本的には学校等の不特定多数の者が使用する建物については、建築基準法の関係でバリアフリーの設置基準が定められており、利用者の主要な経路上の支障となる段差解消や、滑りにくい床材にするほか、多目的トイレの設置など必要な対応を行うことになっている。本事業では、これらの標準的なバリアフリー対応に加えて、建築物の認識や理解を助けるために、特別教室棟のサインを文字を使用しなくても分かるイラストデザインにしたり、手洗機器は操作性やいたずら防止に配慮して主に自動水栓ではなくレバーハンドルとしたりするなど、利用者が安心して使用できるような配慮も行っている。事業を計画するに当たり教育関係の意見聴取については、数を重ねて十分に意見を聞きながら計画をしたところである。

前原委員

敷地に制約があったとのことだが、例えば小児医療センター跡地の方に拡張するなどではできなかったということか。プール等は現状の敷地内で工夫したということか。

営繕課長

敷地に関しては、旧岩槻特別支援学校で活用していた敷地で事業を計画するという前提だったため、敷地を大きくするという事はない。

高木委員

今の時代の考え方に合わせた設計がなされると思うが、LGBTQの観点からどのような考え方でトイレや更衣室の設計がされているか伺う。

営繕課長

LGBTQの思想を前提として設計していることはない。ただし、基本的には四つの教室単位で使いやすくすぐトイレが使用できるように計画することや、トイレの前にベンチを設置するといった配慮など、LGBTQに直結するか分からないが、誰もが使い易いように設計している。

【付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

宇田川委員

- 1 今改正することになった背景は何か。

- 2 電磁的記録により対応が可能となるものがあるようだが、職員の負担がどのくらい減るのかも含め、効果について伺う。

男女共同参画課長

- 1 昨年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」で介護事業者の事務的負担軽減を図る趣旨から電磁的記録による保存が可能な文書の明確化の周知が盛り込まれた。このことが契機となり、厚生労働省令が改正されたことが背景にある。省令は婦人保護施設だけでなく、障害者福祉施設などの社会福祉施設についても同様の改正がされている。
- 2 現在、条例に規定される書面の取扱いについては、ほとんどが電子ファイルにて作成しており、ファイルと紙の印刷との両方の取扱いとしている。条例改正後は電子ファイルのみとなるので、ペーパーレスが図られ、事務の効率化につながる。

宇田川委員

- 1 新たな機材の入替えが想定されるが移行期間はどれくらいか。
- 2 これにより職員の負担はどれくらい軽減されるか。

男女共同参画課長

- 1 既に、ワードやエクセルといった電子ファイルで書面を作成している状況であり、特別な準備は不要である。そのため、移行期間は想定していない。
- 2 ペーパーレスが図られるため、その部分において職員の負担軽減につながる。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第1号関係）】

高木委員

この請願が数か月前に出されていたら我が会派としても採択であったかとも思う。しかし首相がG7で開催を国際的に公約し、現在はどうか開催するかに課題が移ってしまっている状況である。加えて、本県は会場を擁しており、感染対策に全力を尽くした準備を進めなければならない立場であるため、採択とは言い切れない状況である。一方、請願者の新型コロナウイルスから国民の命を守ることを最優先とすべきとするこの請願の主眼については大いに理解をするところである。現在の感染再拡大の状況、ワクチン接種の進捗状況、入国選手から陽性者が出た際の対応など、このままオリンピックを実施することに国民が安心できる状況にはないということであるが、今すぐにでも中止、延期を求める声が小さくない事実は重く受け止めるべきであると考えます。よって趣旨採択を主張する。

日下部委員

この請願について不採択の立場から発言する。オリンピック・パラリンピックの中止に関しては、IOC、IPC、東京都、オリンピック・パラリンピック組織委員会、国の五者で決定するということが1点である。また、感染状況によっては無観客もあり得るということも組織委員会、国の方も述べられていることが2点目。また、アスリートは4年間、今回は5年になるけれども、これを目指してずっとやってきた。そういう発表の場を完全に奪ってしまうのはいかがなものかと、これが3

点目である。以上である。

前原委員

議請第1号「東京オリンピック・パラリンピックの『中止』『延期』を求める意見書提出を求める請願に是非御賛同いただきたく発言する。オリンピックの開催については、専門家から、国内での人流が増え、感染リスクを減らすことができてもゼロにはできないとの声が上がっている。オリンピック競技場への観客の移動、競技会場の外で行うイベントへの観客の移動、そして、夏の4連休や、お盆で、感染を避けようと都会から地方への人の流れが起きること、こうした人の流れで感染が地方に急拡大したことを何度も経験している。新たな感染拡大が起これば、それに伴って重症者が増える。そして、亡くなる方が増える。国民の命をリスクにさらしてまでも、オリンピックを開催しなければならない理由を政府は答えていない。請願の文書には、「各世論調査においても、オリンピックの『中止』『再延期』を求める声が6割から8割強となっています」、また、「このオリンピックは、福島第1原発事故による汚染水がアンダーコントロールされているというアピールで勝ち取ったものです。しかし、現在、復興五輪の掛け声すらいつの間になくなりました」と指摘している。この請願文書で指摘している状況が具体的に広がっている。この間に、子供たちのオリンピック観戦中止に胸をなでおろす親たち、来日したウガンダの選手団から、陽性が二人出るなど、請願の提出後に、オリンピックの開催決定が報道される中、オリンピックの中止、延期を望む声、あるいは、不安や、疑問を抱く声、説明不足の政府に対する不満の声があることは、各種世論調査の結果を見ても明らかである。平和の祭典であるべきオリンピックが、コロナ感染拡大の中で行われる。今やるべきことは、感染対策のために力を注ぐことである。日本国民の命をギャンブルに賭けるようなことは絶対にやめるべきである。埼玉県議会として、意見書を提出することに是非皆様の賛同をお願いする。

並木委員

反対の意見を述べる。2020年の夏に照準を合わせてきた選手やスタッフは、心の整理がつかない中でも1年後の開催を信じ、人生を懸けて必死に挑戦を続けてきた。パラリンピック選手も同様でみずからの障害と戦う中でも懸命な努力と身近で支える家族のサポートから希望を捨てずに挑戦をしてきた。また、県民や自治体、企業においても、誘致決定以降、開催に向けた様々な取組や投資を重ねてきている。昨日も行われたように、陸上の日本選手権でようやく代表の座が決まったという選手の涙に私は非常に感動した。また、開会式前に競技が行われるサッカー、ソフトボールまで僅か20日足らずとなっており、あらゆる感染対策を徹底し海外選手等の入国時の水際対策の強化など徹底して、安全安心に開催すべきと考え、意見とする。

【請願に係る意見（議請第3号関係）】

並木委員

趣旨採択を求める動議を提出する。理由を述べる。この請願に対しては個々の概念にとられず、会派内でも多くの時間をかけて慎重に議論をし意見をまとめ趣旨採択との結論に至った。言うまでもなく、世論の高まりや、不利益を生じている方々の思いから会派内では賛否拮抗する状況であった。政治や法律に求められる目的とは、誰もが安心して不自由なく活躍できる社会を実現することであり、急速に変化している社会情勢や多様化する価値観などから望まない改姓による不利益やその苦痛によって選択的夫婦別姓を求める願意は大いに賛同できる内容である。また、民主主義の基本は個人の価値観を尊重すること

であるように、社会においては制度や慣行が活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないような配慮がなされなくてはいけないと考えている。しかし、この選択性を法制化するか否かは国会で大いに議論されるべきであるが、今回の請願は「導入」に向けたとの文脈があることから、法制化の推進であり、導入に否定的な意見や慎重論も考慮すべきと考えるので趣旨採択を求めるものである。

高木委員

議請第3号に対して、採択の立場で意見を述べる。選択的夫婦別姓の導入に向けた国会審議の必要性については、請願者の請願理由に述べられているとおりである。2020年11月に発表された早稲田大学法学部棚村政行研究室の7,000人サンプルの意識調査によれば、選択的夫婦別姓制度に賛成が70.6%に上っている。長年、別姓を望んできた人々がいる中で、ライフスタイルの変化もあり、ますます同制度の実現を必要とする人が増えており、かつ、世論にも容認の方向が見えてきている。夫婦同姓を義務付けている国が日本以外にない特異な現状の中で、結婚したいのに法の問題ゆえに結婚できないカップルや、どちらかが姓を変えることの不利益や苦痛に悩むカップルの増加を、これ以上無視し続けることは許されない状況になっている。実際、私自身も結婚の際に私が夫の姓に、その後、夫が私の姓に変更することで男女平等にこの不利益と苦痛を体験しており、別姓を望む声には強く共感するところである。去る6月23日に最高裁で夫婦同姓とする現行法を「合憲」とする判断がなされたが、この判決でも「夫婦の姓としてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題」につき、「この種の制度の在り方は、国会で議論し、判断すべき事柄だ」としている。ゆえに、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議を推進する意見書を国に提出してほしいとする同請願の趣旨は妥当であり、採択すべきである。

前原委員

議請第3号「選択的夫婦別姓制度についての意見書を要望する請願」については是非賛同いただきたく発言する。女性の社会進出が進む中で、結婚による姓の変更が働く女性に不利益を与えている。姓を変えることで自分らしさを失うと感じ、結婚しても旧姓を名乗れるようにしてほしいというのもその一つである。憲法第24条が、結婚を「個人の尊厳と両性の本質的平等」の上に成り立つことを保証していることから、こうした夫婦別姓を選択できるようにしてほしいとの要求は正当なものとする。5月13日、選択的夫婦別姓の実現を求める四つの団体の皆様が知事に要請に来られたときに、各会派を回られた。早期実現を求めるビジネスリーダー有志の会の方が、「夫婦同姓は女性のキャリア形成に不利益をもたらしている」、また、一般社団法人日本跡取り娘共育協会の方が、「女性の事業継承者が結婚での夫の姓に変えると、創業家の名前ブランドを失ってしまう」、CHOICE SAITAMAの若者が、「次世代を担う若者の声を重視して、多様な価値観を持つ人が暮らしやすい社会にしてほしい」と語っていた。その思いに、私たちは答えるべきである。今国会では審議することを拒否する状況もあったことは大変残念である。埼玉県男女共同参画推進条例の理念と、憲法に基づき、国会審議の推進を求める意見書提出を求める本請願に賛成する。